

仕 様 書

広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)における(間仕切りカーテン及び窓用カーテン、窓用ブラインド、窓用ロールスクリーン等(以下「カーテン等」という。))の供給業務について、その仕様は下記のとおりとする。

1 設置場所・種類等

カーテン等の設置場所・種類・数量等は別表のとおりとする。ただし、数値は大要を示すものであり、受注者は、契約期間が始まるまでに現場実測したうえで発注者と協議し、詳細を決定するものとする。

2 カーテン

カーテン・暗幕・カーテンフック等の仕様については次のとおりとする。なお、予備カーテンについても同様とし、所定のクリーニングを終えたものであること。

(1) カーテン本体

- ① 素材はポリエステルであること。
- ② 消防庁認定の難燃繊維であること。
- ③ 30回以上の洗濯に耐えられ、洗濯堅牢度は5級、耐光堅牢度は4级以上であること。(暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。)
- ④ 熱湯(80℃)消毒を行って、収縮度が巾、丈共に1.0%以下であること(暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。)
- ⑤ 抗菌性能は最低10回以上のクリーニングに耐えうる抗菌性を有すること(暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。)
- ⑥ カーテンは、縫い合わせのない一体構造で、無地部分に性能劣化のない糸(例:カーボン糸)を50mm以下の間隔で編みこんだものであること(暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。)
- ⑦ MRSA増殖抑止効果のある抗菌糸を使用すること。
- ⑧ 上部ネット部分については、十分な長さを設けることとし、スプリンクラー散水透過率が65%以上であること(暗幕、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。)
- ⑨ カーテンフック取付箇所は、ポリエステル100%のテープに縫着したものとする。また、取付部分の強度強化のため、カーテンフックの固定部分は連続的にテープによるかぶせ縫いによる仕上げとし、フック部分の芯地は二重縫製とすること。

(2) カーテンフック

- ① クリーニングに長年耐え得るよう錆びにくい素材(例:ステンレス(SUS304)製)とする。
- ② カーテン本体に縫い付け、または、これに準ずる方法で取り付けるものとし、容易に脱落しないものであること。
- ③ クリーニング時に絡まることのないよう工夫すること。

(3) その他

- ① クリーニングにより著しく商品価値が低下しないものであること。
- ② 防災ラベルは、カーテン1枚ごとに見えやすい場所に縫い付けること。
- ③ サイズを記入したラベルは、カーテン1枚ごとに見えやすい場所に縫い付けること。

- ④ 暗幕は遮光1級以上であること。
- ⑤ シャワーカーテンは撥水性能を有するものであること。
- ⑥ カーテンをまとめるための紐を付属させること。
- ⑦ ベッド廻り用カーテンについては、磁石式のランナーを付属させるなど用途に応じた処置を講じること。
- ⑧ ヒダの有無等については以下のとおりとする。変更がある場合は、発注者と受注者との協議のうえ、決定すること。
 - ア. 間仕切り用 ヒダなし
 - イ. 窓廻り用 ヒダは1.5倍とする。

(4)カーテンのメンテナンス等

① 作業行程表の作成

メンテナンスの実施に当たっては、発注者と協議のうえ各部署・各病棟の作業行程を作成するとともに、これを提出して発注者の了承を得るものとする。

② カーテンの取り外し、予備カーテンの取り付け

カーテンのクリーニング時における交換は、病室内での作業であることを考慮し、予備カーテンを十分に用意し迅速かつ短時間にて行うこと。

③ カーテンのクリーニング・点検補修・仕上げ

ア クリーニング工場におけるクリーニングの工程は、洗い・濯ぎ・脱水・プレス仕上げを基本とし、抗菌加工を施すこと。なお、洗いについてはドライクリーニングではなく、湯洗いとする。

イ クリーニング時には、必ず定期点検（カーテンフック、カーテン本体のほつれ・破れ）を行い、必要に応じて補修を行うこと。

ウ クリーニング仕上げ時にも、再度、カーテンの点検を行うものとし、補修箇所があったときには速やかに補修すること。

④ 予備カーテンの取り外し、クリーニング済みカーテンの取り付け

予備カーテンの設置期間が短期間となるよう留意すること。（メンテナンス1回につきおおよそ20日間程度）

⑤ カーテンレールの点検補修

メンテナンス時には必ず定期点検を行い、必要に応じて補修を行うこと。

大規模な補修等が生じた場合には、発注者と協議して作業にあたること。

⑥ メンテナンスの完了

メンテナンスが完了したときは、完了届を提出するとともに、病棟師長及び事務室担当職員の検査を受けるものとする。

なお、完了届には補修箇所も明記するものとする。

(5) メンテナンスの時期

メンテナンスの種類は、定期及び臨時とする。

定期メンテナンスは年1回又は2回行うものとする。（別表のとおり）臨時メンテナンスは破損や血液・薬品・便・尿等で汚染されたときなど、発注者がメンテナンスを必要と認めた場合に、メンテナンス依頼時から速やかに行うものとする。但し臨時メンテナンスについては月間処理枚数上限100枚とし超過した場合は双方協議の上費用を決定とする。

3 ブラインド等

ブラインド等(ブラインド、ロールスクリーン)の仕様については次のとおりとする。

(1)ブラインド本体

- ① 横型ブラインドはスラット25mm巾でアルミ合金製とし遮熱効果を有する事。
操作方法にてはポール&コード式とする。
但し規格寸法に応じてループコード式が適している場合 発注者協議の上変更する事。
- ② 縦型ブラインド本体
ファブリック製(防災)にてスラット幅80mmの物とする
操作方法について開閉等を考慮し2コード式とする事。
- ③ ロールスクリーン本体
ファブリック製(防災)にて作成
操作方法については天井高を考慮しチェーン式とする。

(2)メンテナンス

- ① 横型ブラインド
横型ブラインド(アルミ合金製)クリーニングは、ブラインドを取外し洗浄後、取付まで行う。衛生面を考慮し洗浄はブラインド洗浄機搭載の専用車にて現場でブラッシング洗浄を行い、当日内にもとにある場所に設置すること
併せて紐切れ等がある場合、当日の内に修理を行い納品する事とする。
- ② 縦型ブラインド
動作確認を行い必要に応じて対応する事とする
- ③ ロールスクリーン
動作確認を行い必要に応じて対応する事とする
但し、巻きずれ等の事前予知予測の事案については事前に当院へ対応できうる物品を提供しておくこととする(製品納品時)必要台数分の物品を提供する事とする。

(3)メンテナンスの時期

- ① 上記のメンテナンスについて令和4年5月~令和11年3月としメンテナンス周期は12か月毎とする事。(初年度のみ11か月とする。)
- ② 臨時メンテナンスに関する事項
本契約期間中、故障他不具合が発生した場合は点検を行い、調整等により修復可能な場合は受託者の負担において行うこと。
但し、部品を必要とする修理の場合は別途、協議のうえ当院の負担とする。

4 台帳の整備その他

(1) カーテン等管理台帳の整備

維持管理を円滑に行うため、受注者はカーテン毎の規格・設置場所等を明記した管理台帳を作成するものとする。

また、発注者が必要と認めた場合又はカーテン等の設置枚数等に変更があった場合には、発注者にこれを提出するものとする。

(2) 留意事項

- ① 作業に従事する従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用すること。
- ② 従業員には、次の事項を遵守させること。
 - ア. 品位を保ち、入院患者等に対し不快感を与えるような言動をしないこと。
 - イ. 節度あるきびきびした作業を行うものとし、だらだらした作業、話しながらの作業をしないこと。
 - ウ. 休憩は、指定した場所で行うものとする。特に作業の途中で休憩するときは、機具資材等を1箇所まとめ、通行の障害とならないよう整頓してから行うこと。

5 その他

- (1) 受注者は、履行開始日までにカーテン等設置場所の確認及び実測を行い、履行開始日に遅滞なく設置しなければならない。
- (2) 受注者は、カーテン等の設置・更新に当たり、従前の受注者及び発注者と連携を図り、病院業務に支障が生じないよう対応すること。
- (3) カーテン等の破損・事故に伴い発注者から受注者に連絡があった場合、受注者はカーテン等や付属部品等の交換等の対応を迅速に行うこと。
- (4) カーテンの品質・色柄等に変更がある場合は、受注者は製品仕様を示す資料及び見本品等を発注者に提出し、発注者の了承を受けること。
- (5) 履行期間中に新たにカーテン等を設置する必要があると発注者が認めた場合は、受注者はメンテナンス時に使用する**予備カーテンを設置すること**。ただし、カーテン等数量（臨時メンテナンス分を含む）**10枚程度の変更**又は増減があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、契約金額等を変更できるものとする。
- (6) 受注者は、この契約が満了したとき又は解除されたときには、カーテン等の撤去・更新作業について、新規の受注者及び発注者に対し良心的に協力するものとする。
- (7) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議して定めるものとする。